

第三次菊池市地球温暖化対策実行計画
(事務・事業編)

2022年(令和4年)3月
2025年(令和7年)8月 改定
菊池市

目次

第1章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. これまでの取組
2. 実行計画の目的
3. 実行計画の期間と範囲
4. 対象とする温室効果ガスと算定方法
5. 算定に用いる排出係数

第2章 温室効果ガス排出量の現況・・・・・・・・・・・・ 8

1. 活動量
2. 温室効果ガスの排出量
3. 部局別温室効果ガス排出量

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標と取組・・ 14

1. 削減目標
2. 活動区分ごとの削減目標
3. 目標達成に向けた取組の内容

第4章 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1. 推進体制
2. 点検・評価・見直し体制
3. 次期計画の策定

注：本文中の数量・割合については、四捨五入により計が合致しない場合や、構成比の計が100にならない場合があります。

第1章 計画策定の背景

1. これまでの取組

国際的な動きとして、国連が採択した気候変動に関する国際連合枠組条約(1992年(平成4年))など、大気中の温室効果ガスの濃度を気候体系に危害を及ぼさない水準で安定化させようと、様々な対策を検討。2019年(令和元年)9月には、国連気候行動サミットが開催され、77カ国が「2050年に温室効果ガス実質ゼロ」を表明しました。

我が国においても、1998年(平成10年)に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

2016年(平成28年)には地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度(令和12年度)に2013年度(平成25年度)比で46%減とすることが掲げられました。

さらに、熊本県は、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現していくため、「将来の目指すべき姿」として、熊本県知事が2019年(令和元年)12月議会において「2050年に熊本県内のCO₂排出実質ゼロ」を表明。県民総ぐるみで、目標達成に向け、方向性を示しました。

すでに本市においては、2021年(令和3年)3月、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村が共同で、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画(区域・施策編)」を策定し、運用しています。これは、都市圏区域内の市民や事業者において、実行していただくべき地球温暖化対策を示したものです。

2. 実行計画の目的

地球温暖化問題に対するさまざまな対策・取組が行われていますが、市町村においても、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地方公共団体実行計画(事務・事業編)の策定が義務付けられています。

本市においても、事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減について、これまで継続して行ってきた取組に加え、さらに計画的・継続的に取り組むため、「第三次菊池市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)」を策定することとしました。

この計画は、職員自らが環境に配慮した行動を率先して実行することにより、全市的な取組の普及を図ることを目的としています。

3. 今後の取組について

国の動向として、2025年(令和7年)2月に、2035年度(令和17年度)に2013年度(平成25年度)比で65%削減、2040年度(令和22年度)までに79%削減すること

が目標として掲げられました。

今後においては、国、県の動向を鑑み、実行計画（区域・施策編）及び実行計画（事務・事業編）の確実な実施により、2050年（令和32年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目指してまいります。

4. 実行計画の期間と範囲

本計画は、2022年度（令和4年度）を初年度とし、2030年度（令和12年度）までの9年間を期間とします。

本計画の対象範囲は、市における全ての事務・事業とします。

対象施設は、指定管理者制度の対象施設を含む、本市が所有する施設とします。

また、指定管理者制度等により実施する事務・事業について、指定管理者等に対し、温室効果ガス排出量削減等の措置を講ずるよう要請します。

表1-1 計画の対象施設（指定管理施設を除く）

大分類	小分類	施設名
庁舎	本庁舎	本庁舎、倉庫、車庫、駐車場
	支所	七城支所庁舎、旭志支所庁舎、泗水支所庁舎
その他の行政財産	その他の施設	龍門地域活性化支援センター、お試し住宅
福祉施設	保育園	菊之池保育園、花房保育園
公園	都市公園	菊池公園、菊池ふれあい清流公園、菊之池公園、北古閑公園、中西寺公園、遊蛇口公園、迫間川つなぎ石公園、野間口公園、花房さくら坂公園、合志川河川公園、憩いの森公園、さくら山公園
	その他の公園	千畳河原河川公園、迫竜ふれあい公園、横町ポケットパーク、切明ポケットパーク、赤北農村公園、菊池川河川公園、亀尾城址公園、鴨川河畔公園、高田緑化公園、山崎緑化公園、加恵緑化公園、松島緑化公園、菊池西郷南洲公園、台城址公園、富農村公園、永南農村公園、福本農村公園
防災施設	防災施設	防災備蓄倉庫
教育施設	学校教育施設	隈府小学校、菊池北小学校、菊之池小学校、花房小学校、戸崎小学校、七城小学校、旭志小学校、泗水東小学校、泗水小学校、泗水西小学校 菊池北中学校、菊池南中学校、七城中学校、旭志中学校、泗水中学校 菊池地区学校給食共同調理場、七城学校給食センター、泗水学校給食センター

	社会教育施設	西部市民センター、菊池市生涯学習センター(KiCROSS)、 泗水図書館、七城公民館、旭志公民館、泗水公民館、 三の西沖集会所、教育支援センター
	社会体育施設	班蛇口湖艇庫兼研修センター、弓道場、菊池ゲートボール場、 菊池プール、戸崎グラウンド、重味グラウンド、水迫グラウンド、 やまびこグラウンド、迫間体育館、菊之池体育館、 やまびこ体育館、七城北プール、七城北ゲートボール場、 七城総合グラウンド、七城屋内スポーツセンター、 七城運動公園、七城体育館、旭志グラウンド、旭志体育館、 旭志 B&G 海洋センター艇庫、旭志 B&G 海洋センタープール、 泗水グラウンド、永南グラウンド、泗水体育館、泗水第2体育館、 泗水武道館、泗水 B&G 海洋センター体育館、 泗水 B&G 海洋センター西艇庫、 泗水 B&G 海洋センター中央艇庫、 泗水 B&G 海洋センター東艇庫、泗水 B&G 海洋センタープール
	文化施設	松囃子能場、隈府一番地複合施設、七城木の研修交流施設、 旭志文化財保管庫
農林業施設	農林業施設	迫龍ふれあいセンター
商工観光施設	商工観光施設	正観寺公衆トイレ、元湯観光施設、ホテル養殖施設
普通財産	普通財産	富の原バス停駐輪場
上下水道施設	上水道	水道局舎、配水池(29ヵ所)、水源地(24ヵ所)、 関連施設(17ヵ所)
	下水道	浄水センター、七城中央浄化センター、七城北部浄化センター、 七城南部浄化センター、泗水浄化センター、 永住吉地区クリーンセンター、田島地区クリーンセンター、 三万田地区クリーンセンター、 鳳来第1排水処理施設、鳳来第2排水処理施設、 鳳来第3排水処理施設、鳳来第4排水処理施設、 鳳来第5排水処理施設、穴川第1排水処理施設、 葉山ポンプ場、遊蛇口ポンプ場、片角二号ポンプ場、 村田雨水ポンプ場、深川ポンプ場、高野瀬一号ポンプ場、 高野瀬二号ポンプ場、野間口ポンプ場、西寺ポンプ場、 赤星ポンプ場、下町ポンプ場、上町ポンプ場、今ポンプ場、 富の原東地区マンホールポンプ場、 富の原西地区マンホールポンプ場、福本マンホールポンプ場

※本表は、2025年(令和7年)4月1日現在の施設です。本表に記載のない施設を含め施設の追加や今後の変更については、随時、検討、修正を行います。

表1-2 計画の対象施設(指定管理施設)

大分類	小分類	指定管理施設名
教育施設	集会所	北古閑集会所、中西寺集会所、大琳寺集会所、 野間口集会所、旭志大迫集会所、泗水永南集会所
	支館	龍門支館、花房支館、水源支館、迫間支館、戸崎支館、 新村コミュニティセンター
	体育施設	総合体育館
健康福祉施設	子育て支援施設	菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ、 隈府小学校区児童育成クラブ、花房小学校区児童育成クラブ、 菊之池小学校区児童育成クラブ、 菊之池小学校区第2児童育成クラブ、 七城町放課後児童健全育成クラブ、 泗水東小学校区放課後児童クラブ
	地域福祉施設	泗水地域福祉センター
	高齢支援施設	菊池老人福祉センター、七城老人福祉センター、 七城ふれあいプラザ、七城高齢者能力活用センター、 旭志老人憩の家(太陽の家)
商工観光施設	商工観光施設	ふるさと創生市民広場、菊池溪谷ビジターセンター、 観光情報発信施設、竜門ダム広場、リバーサイドパーク、 四季の里旭志、有朋の里泗水孔子公園
農林業施設	農林業施設	きくち観光物産館、水迫里山の家、ふれあい交流センター、 七城町特産品センター、七城ふれあい交流館、 旭志ふれあいセンター ほたるの里、 泗水町特産物センター、泗水町第二特産物センター、
地域振興施設	地域振興施設	きくちふるさと水源交流館
文化施設	文化施設	文化会館、泗水ホール
市営住宅	市営住宅	市営住宅(単独住宅、小集落改良住宅を含む。)、 特定公共賃貸住宅、 旧雇用促進住宅七城宿舎駐車場及びその他附帯施設

※本表は、2025年(令和7年)4月1日現在の施設です。本表に記載のない施設を含め施設の追加や今後の変更については、随時、検討、修正を行います。

5. 対象とする温室効果ガスと算定方法

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に事務・事業編の対象として示された6種類のガスのうち、本市の行う事務・事業において影響が想定される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)を対象とします。

本計画におけるこれら温室効果ガス総排出量は、環境省が提供する「地方公共団体実行計画(事務・事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(以下「算定マニュアル」という。)にて算定します。これは活動量に排出係数をかけ合わせ、活動の区分に応じた排出量を求めるものです。

表2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	特徴	事務・事業に係る発生源
二酸化炭素(CO ₂)	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生します。	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料(ガソリン、灯油、A重油、LPG)の使用 ・電気の使用
メタン(CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じます。化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の焼却等により発生します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の走行 ・下水の処理 ・家庭用機器(コンロ・湯沸器・ストーブ)における燃料(灯油、LPG)の使用
一酸化二窒素(N ₂ O)	亜酸化窒素とも呼ばれる常温常圧で無色の気体。土中の有機物や窒素肥料による分解、物の燃焼により発生します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の走行 ・下水の処理 ・家庭用機器(コンロ・湯沸器・ストーブ)における燃料(灯油、LPG)の使用

6. 算定に用いる排出係数

排出係数は、環境省が公表している「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の係数を使用することとします。

排出係数は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づき、国が活動区分ごとに公表しており、中でも、電気の使用における実排出係数は各電力会社により異なるほか、年度ごとの電源構成(火力、水力、再生可能エネルギーなど発電方法の割合)等に応じて変動します。改定以前は「電気事業者別のCO₂排出係数—2013年度実績—(平成26年12月5日公表)」の係数に固定して温室効果ガス総排出量の算定を行っていましたが、環境省が提供する「算定マニュアル」に基づき、各電力会社の該当年度における排出係数を算定に用いることとします。

第2章 温室効果ガス排出量の現況

1. 活動量

本計画では、指定管理施設を除き、国・県の基準年度に合わせて2013年度(平成25年度)を基準年度としています。今回の改定に伴い、本計画に含めることとした指定管理施設については、2024年度(令和6年度)を基準年度とします。

2013年度(平成25年度)及び2024年度(令和6年度)の活動区分ごとの活動量は表3のとおりです。なお、指定管理施設における2024年度(令和6年度)の活動量は表4のとおりです。

表3 2013年度(平成25年度)と比較した活動量(指定管理施設を除く)

活動区分(単位)		2013年度	2024年度	増減率(%)		
電気使用量(kWh)		15,474,928.6	12,649,225.4	▲18.3		
燃料	ガソリン(公用車の燃料は除く)(L)	161.6	2,023.2	1,152.0		
	灯油(L)	797,083.9	3,574.0	▲99.6		
	軽油(公用車の燃料は除く)(L)	4,877.1	441.0	▲91.0		
	A重油(L)	253,173.2	180,487.0	▲28.7		
	液化石油ガス(LPG)(kg)	112,381.6	20,869.7	▲81.4		
公用車	燃料	ガソリン(公用車)(L)	80,399.4	52,159.0	▲35.1	
		軽油(公用車)(L)	18,480.3	9,083.8	▲50.8	
	走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車(km)	246,034.0	101,433.7	▲58.8
			軽乗用車(km)	373,789.0	321,030.3	▲14.1
			普通貨物車(km)	12,716.0	4,637.0	▲63.5
			小型貨物車(km)	50,608.0	21,707.0	▲57.1
			軽貨物車(km)	121,418.0	189,373.0	56.0
			特殊用途車(km)	71,696.0	4,305.0	▲94.0
			軽油	普通・小型乗用車(km)	52,240.0	0.0
	普通貨物車(km)	23,982.0	23,029.0	▲4.0		
	小型貨物車(km)	14,278.0	46,064.0	222.6		
	特殊用途車(km)	1,124.0	624.0	▲44.5		
	終末処理場における下水の処理量(m ³)		4,008,045.0	5,099,124.7	27.2	
浄化槽の処理対象人員(人)		7,253	6,179	▲14.8		
コンロ、湯沸器、ストーブ等におけるLPGの使用量(kg)		1,020.9	18.6	▲98.2		

表4 2024年度(令和6年度)の活動量(指定管理施設)

活動区分(単位)		2024年度
電気使用量(kWh)		5,126,999.0
燃料	ガソリン(公用車の燃料は除く)(L)	240.3
	灯油(L)	12,694.0
	軽油(公用車の燃料は除く)(L)	14.0
	A重油(L)	161,350.0
	液化石油ガス(LPG)(kg)	41,764.6
浄化槽の処理対象人員(人)		1,120

2. 温室効果ガスの排出量

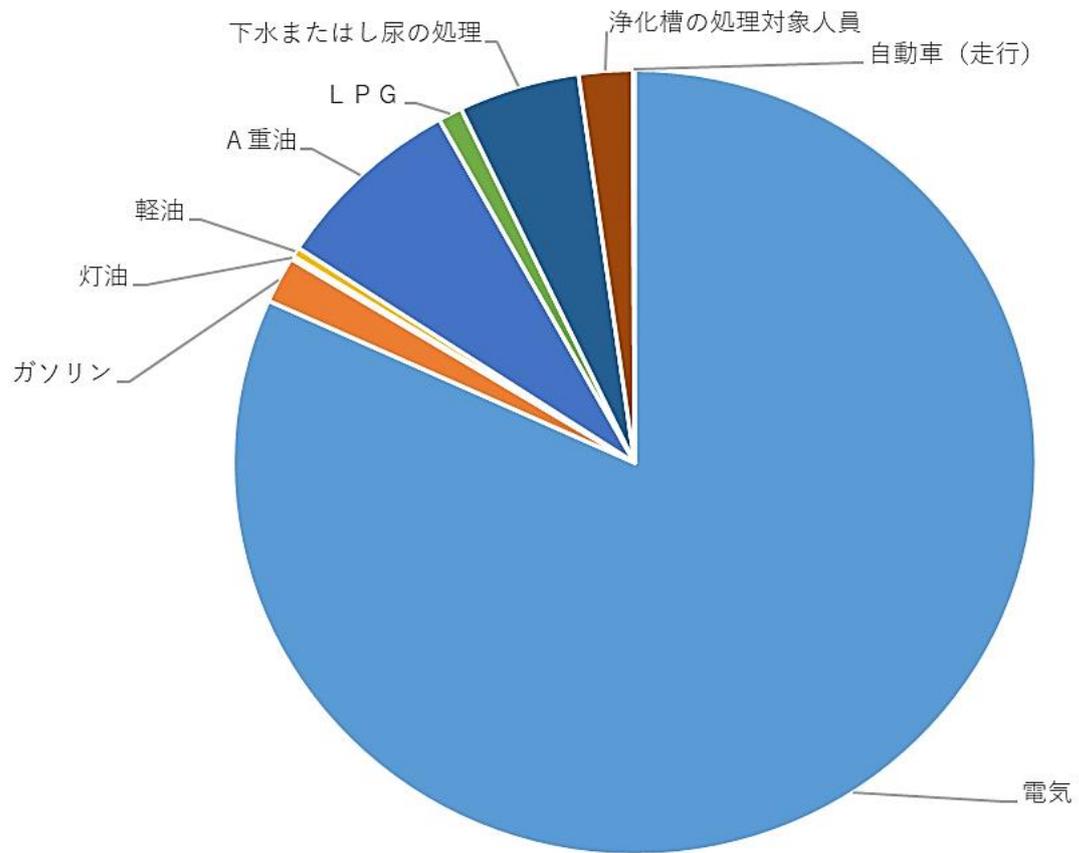
本計画における指定管理施設を除く対象施設の活動区分別の温室効果ガス排出量は、表5のとおりです。

2024年度(令和6年度)排出量を2013年度(平成25年度)と比較すると、全体的に減少しており、51.1%の削減となっています。これは、電気事業者の排出係数が2013年度(平成25年度)と比べ低い数値となったことが大きく影響しており、その他公共施設の廃止や民営化のほか、省エネルギー対策の実行、省エネルギー設備機器への更新等が要因の一つと考えられます。

表5 2013年度(平成25年度)と比較した温室効果ガス排出量(指定管理施設を除く)

活動区分	2013年度		2024年度		増減率 (%)	
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)		
電気使用量(kWh)	9,486	71.9	5,275	81.8	▲ 44.4	
燃料 使用 量	ガソリン(L)	187	1.4	124	1.9	▲ 33.6
	灯油(L)	1,984	15.0	9	0.1	▲ 99.5
	軽油(L)	61	0.5	25	0.4	▲ 59.1
	A重油(L)	686	5.2	497	7.7	▲ 27.6
	LPG(kg)	337	2.6	62	1.0	▲ 81.5
(燃料使用量合計)	3,255	24.7	717	11.1	▲ 78.0	
下水またはし尿の処理(m ³)	279	2.1	315	4.9	12.9	
浄化槽の処理対象人員(人)	157	1.2	140	2.2	▲ 11.0	
自動車(走行)(km)	7	0.1	4	0.1	▲ 37.1	
合計	13,184	—	6,451	—	▲ 51.1	

グラフ1 2024年度(令和6年度)活動区分別の排出量(指定管理施設を除く)

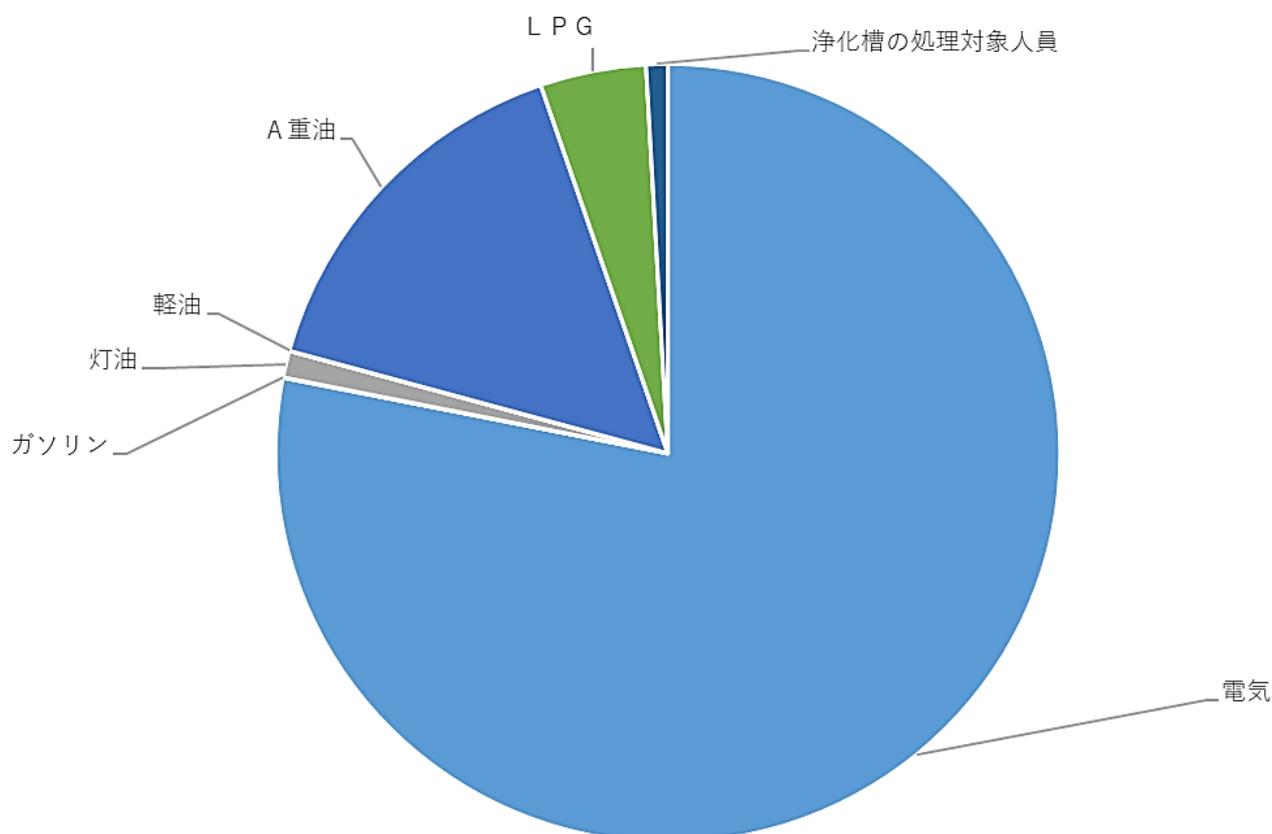


指定管理施設の温室効果ガス排出量については表6のとおりです。

表6 2024年度(令和6年度)の温室効果ガス排出量(指定管理施設)

活動区分		2024年度	
		排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
電気使用量(kWh)		2,238	78.1
燃料 使用 量	ガソリン(L)	1	0.0
	灯油(L)	32	1.1
	軽油(L)	0(0.04)	0.0
	A重油(L)	444	15.5
	LPG(kg)	125	4.4
(燃料使用量合計)		602	21.0
浄化槽の処理対象人員(人)		25	0.9
合 計		2,865	—

グラフ2 2024年度(令和6年度)活動区分別の排出量(指定管理施設)



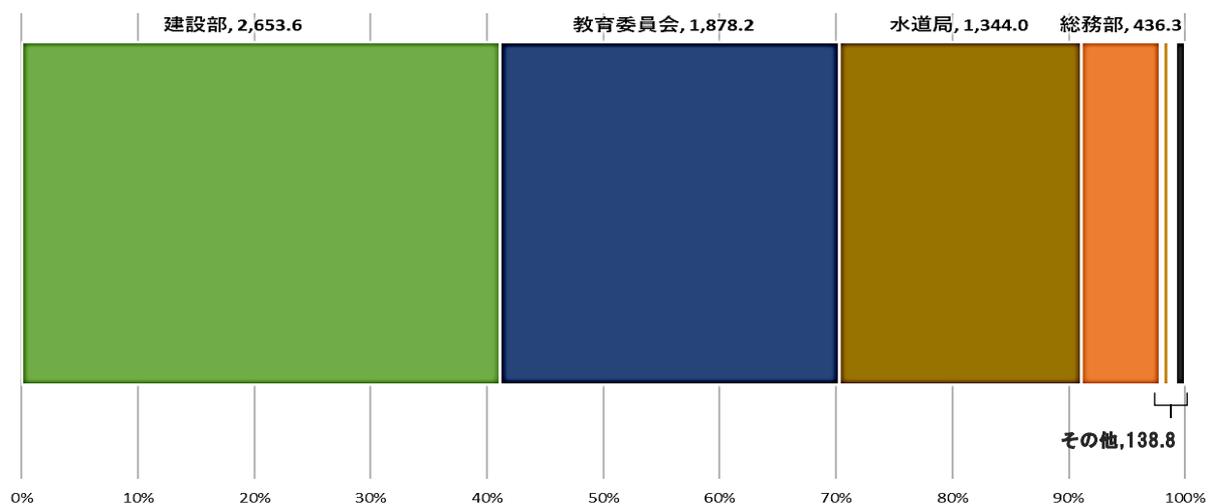
3. 部局別温室効果ガス排出量

部局別の温室効果ガス排出量の割合はグラフ3のとおりです。

総排出量の41.14%を建設部、29.12%を教育委員会、20.83%を水道局が占め、この3部局で全体の約9割を占めています。

建設部では浄水センター等下水道施設、教育委員会では学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等、水道局では上水道施設等を管理しており、公共サービスを提供している施設の排出割合が高いことを意味しています。

グラフ3 2024年度(令和6年度)部局別温室効果ガス排出量



第3章 温室効果ガス排出量の削減目標と取組

1. 削減目標

本計画の実施による、本市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標を次のとおり定めます。

なお、指定管理施設における温室効果ガス総排出量の削減目標については、2024年度(令和6年度)を基準年度とし、2050年(令和32年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目標として、市が直接所有・運営する施設と区別して進捗管理を行います。

**2030年度(令和12年度)における温室効果ガス総排出量を
2013年度(平成25年度)比で50%削減する**

2. 活動区分ごとの削減目標

目標を達成するにあたり、削減目標を活動区分ごとに割り振ったものが表7となります。

今後の施設管理計画における各施設用途などに基づき、活動区分ごとの温室効果ガス排出の削減目標量を設定しました。

表7 活動区分ごとの削減目標

単位:(t-CO₂)

活動区分		2013年度 排出量	2030年度 目標排出量	削減目標量
電気使用量(kWh)		9,486	5,447	▲4,039
燃 料 使 用 量	ガソリン(L)	187	100	▲87
	灯油(L)	1,984	20	▲1,964
	軽油(L)	61	30	▲31
	A重油(L)	686	490	▲196
	LPG(kg)	337	55	▲282
下水またはし尿の処理(m ³)		279	290	11
浄化槽の処理対象人員(人)		157	155	▲2
自動車(走行)(km)		7	5	▲2
合計		13,184	6,592	▲6,592

3. 目標達成に向けた取組の内容

目標を達成するために、温室効果ガスの排出要因である電気使用量と燃料使用量の削減に取り組みます。

温室効果ガス排出量を削減するための取組は、職員一人一人が率先して実行することにより、初めて大きな成果が得られるものです。職員の排出量削減に対する意識を高め、さらなる排出量の削減を行うために、表8-1～8-2のとおり具体的な取組内容を設定します。

表8-1 エネルギー及び資源の適正な使用に対する取組内容

1. 消費電力の削減に関する取組項目(電気の使用量の削減)	
照明 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な照明の消灯を徹底する ・昼休み時間は、支障のない範囲で室内照明の消灯を実施する
OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・退庁時には、OA 機器の電源を切る ・長時間席を離れ、パソコンを使用しない場合は、電源を切る ・省電力モードなどを活用する ・省エネルギー型の OA 機器への切り替えを実施する
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・室温が18度以上28度以下になるよう冷暖房の適正温度を設定する^(注1) ・エアコンフィルターの清掃を実施する ・ブラインドやカーテンの活用により室温の調整を行う ・クールビズやウォームビズを実践し、事務状況に対応した能率的な服装とする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の見直しや効率化による時間外業務の削減を図り、退庁時間を早める ・私物の電化製品は、職場から撤去する
2. 燃料の使用量削減に関する取組項目	
<ul style="list-style-type: none"> ・経済速度での運転を心がけ、急加速や急減速をしないなど、エコドライブを励行する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップを実践する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの空気圧調整など車両整備を適切に実施する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・不要な荷物をトランクに積まない 	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用ができる範囲内で、相乗りなどの効率化を図る 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車利用に伴う使用燃料低減のため、会議や打ち合わせ等に WEB 会議を積極的に活用する 	

(注1) 労働安全衛生法の事務所衛生基準規則に定める室温設定の範囲(18度以上28度以下)に基づくもの。

改正気候変動適応法によるクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)指定。

表8-2 環境負荷を低減するための設備導入及び更新並びに物品などの調達に関する取組項目

1. 導入設備及び更新
・空調設備を更新する際は、可能な限り省エネルギー性能に優れた設備を導入するよう努める
・照明の新設や交換時には、電気使用量の少ない照明器具を積極的に導入する
・公共施設及び指定管理施設における太陽光発電の導入を検討する(補助事業やPPA 事業、共同購入などの検討)
・ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池の導入を検討する
・再生可能エネルギー由来の電気調達の検討
・建築物の設計時には、採光、風通しなどを考慮し、省エネルギー・省 CO ₂ 型等の建物となるよう努める
・建築物の規模や用途に合わせて、エネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を促進する
・断熱性向上のため二重窓、複層ガラス、熱反射ガラス、遮熱フィルムなどの導入を検討する
・太陽光、風力、バイオマス、水力等、再生可能エネルギー設備の導入を検討する
2. 物品などの調達
・電化製品を購入する際は、温室効果ガス排出量の削減に寄与する製品を優先的に導入する
・備品類、機器類は、耐久性が高く、また修理により長期間使用できる製品を優先的に購入する
・環境への配慮を示すエコマークやグリーンマークの製品を優先的に購入する
・公用車の新規導入、更新の際には、電気自動車や燃料電池自動車、ハイブリッド自動車等の導入を積極的に行う
・資源消費抑制の観点から、裏紙用紙を可能な限り再利用する
・庁内システム活用により、部署間における不要備品等の情報を共有するなど、廃棄備品を減らし、リサイクル率を高める

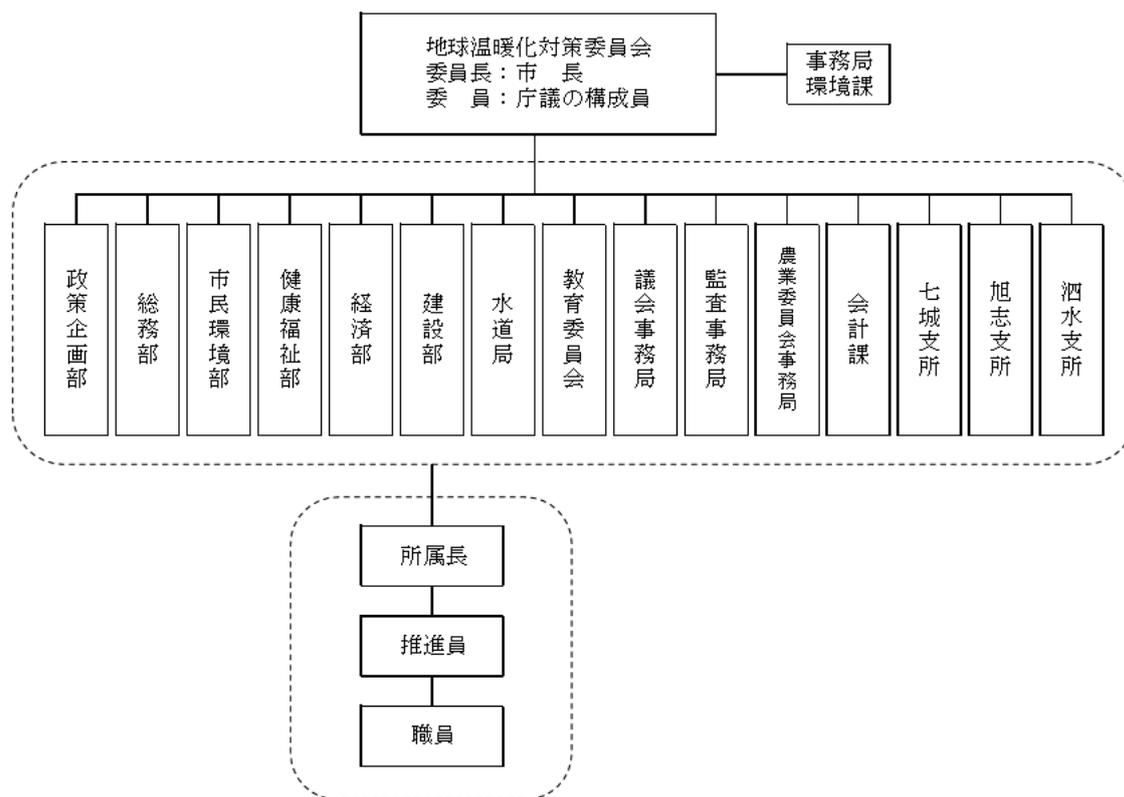
第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

本計画を推進するために、庁内に設置した「地球温暖化対策委員会」において、本計画の進行状況や見直すべき事項などについて、把握と調整を行います。

各部局職員においては、所属長の指示のもと、エコ活動推進員を中心に、取組内容を実施します。

また、環境課が中心となって、計画の推進に向けた進行管理を行い、エコ活動推進員に対し温室効果ガス排出量調査に伴う説明会を開催することで、実務に対する理解促進を図るとともに、排出量調査を行うにあたり必要となる正確な温室効果ガス排出量の数値の把握につなげます。



2. 点検・評価・見直し体制

本計画は、毎年度の結果について点検・評価・見直しを行います。

各部局における温室効果ガス排出量の算定に係る活動量や取組の実施状況などの情報について、定期的に把握し、環境課にてとりまとめ、温室効果ガスの総排出量を算定します。

算定結果は、地球温暖化対策委員会にて報告し、評価を行います。

評価結果により、取組内容の見直しの必要性が認められた場合は、地球温暖化対策委員会にて見直し、各部局に指示して、次年度の取組に反映します。

本計画の内容、実施状況などについては、毎年、市のホームページなどを通じて広く公表します。

作業のフローは以下のとおりです。

1. 調査

各部局において、対象施設における前年度の活動量を調査します。



2. 排出量の算定

各部局における調査に基づき、環境課において温室効果ガス排出量を算定します。



3. 分析・評価・見直し

基準年度と対象年度の排出量を比較し、増減要因を分析し、活動を評価します。必要に応じて計画の取組内容や目標の見直しを行います。



4. 公表

評価結果について、ホームページなどで公表します。



5. 推進

各部局に所属するエコ活動推進員を中心に、職員の更なる取組を推進します。

3. 次期計画の策定

次期計画については、国、県、熊本連携中枢都市圏の動向や、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、計画終了年度までに策定することとします。

なお、次期計画の策定にあたっては、2025年(令和7年)に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、「2035年度(令和17年度)に2013年度(平成25年度)比で65%削減」及び「2040年度(令和22年度)までに79%削減」を目標として定めることとします。

策定 2022年（令和4年度）3月

改定 2025年（令和7年度）8月

発行 菊池市 市民環境部 環境課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888

Tel : 0968 (25) 7217